

保険2(生命保険)問題

1. 次の(1)から(5)の問いに答えよ。【解答は解答用紙の所定の欄に記入すること】 (30点)

(1) 以下の前提で、ROEを計算せよ。なお、運用収益に係るキャッシュフローは年度末に、それ以外のキャッシュフローは年度始に発生するものとし、「総資産=責任準備金+自己資本」とする。

収入保険料 ……………	1,000
事業費 ……………	200
死亡給付 ……………	300
前年度末総資産 ……………	10,000
前年度末責任準備金 ……………	9,000
当年度末責任準備金 ……………	9,900
運用利回り ……………	5%

(2) 予定利率5%および2.5%の場合について、保険料積立金残高100億円あたりの予定利率リスク相当額を計算せよ。なお、予定利率リスク相当額の計算は、告示第50号(平成8年2月29日付)に基づくものとする(係数は下表の通り)。

予定利率が0%を超え3%以下の部分 ……………	0.01
予定利率が3%を超え4%以下の部分 ……………	0.1
予定利率が4%を超え5%以下の部分 ……………	0.4
予定利率が5%を超え6%以下の部分 ……………	0.8
予定利率が6%を超える部分 ……………	1.0

(3) 以下の方式①から方式④は、米国における、法定会計、GAAP会計、価値基準会計、平準ROE会計により計上された同一保険会社の当初5年間の当期利益の推移である。それぞれが、どの方式により計算されたものであるかを解答せよ。なお、初年度始に保険契約を販売し、それ以後は販売を停止し、保険契約の維持保全のみを行なうものとし、プライシングに用いた予測値と実績値は一致するものとする。

年度	方式①	方式②	方式③	方式④
1	14.14	— 15.83	0.00	— 98.87
2	16.80	15.11	17.88	14.51
3	17.15	15.96	18.49	17.04
4	17.16	16.71	18.76	19.73
5	16.78	17.33	18.58	22.61

- (4) 上場有価証券の評価方法について述べた次の文章について、ア～オに適切な語句を記入せよ。
平成6年に改正された業務運営通達の一般勘定経理基準では、上場有価証券の評価を、国債
その他債券（転換社債を除く。）については〔ア〕または〔イ〕のいずれかを選定す
るものとしており、それ以外の有価証券（子会社の株式を除く。）については、〔ア〕と
している。

また、商法第285条の5で規定されている〔ウ〕および〔エ〕についても、その適
用を行なうことができることとなった。これは、従来、償還時に一括して〔オ〕に計上し
ていたものを長期的投資という性格に鑑み、期間損益の適正化を図るためのものである。

- (5) 次の①～⑤の相互会社の決算処理のうち、保険業法および関連規定に照らして、正しいもの
には○、誤りのあるものには×をつけた上で、その誤りの理由を述べよ。なお、大蔵大臣の認
可等による特別取扱いはないものとする。

- ① 剰余金として処分する額900億円のうち、600億円を社員配当準備金に、50億円を社員配当
平衡積立金に積み立てた（ただし、保険業法施行規則第27条第1号から第6号に定める控除
すべき金額は0であった）。
- ② 利差益はプラスになったが、ソルベンシー・マージン基準における予定利率リスク相当額
が前年度と変わらなかったため、危険準備金Ⅱへの積立を行なわなかった。
- ③ 剰余金の処分として支出する金額が800億円だったので、損失てん補準備金に2億円を積
み立てた。
- ④ 社員に対する剰余金の分配を安定させる目的で、任意積立金に50億円を積み立てることと
し、貸借対照表上の負債の部に計上した。
- ⑤ 当年度募集した基金500億円の償却方法は5年後の一括償却だったので、剰余金として処
分する額700億円のうち、100億円を基金償却積立金に積み立てた。

2. 次の(1)から(4)の語句について、簡潔に説明せよ。 (20点)

- (1) ハードル・レート
- (2) 全社区分（機能および財源）
- (3) 利源枠
- (4) 商品有価証券売買損失引当金

3. 次の(1)から(3)のうち、2問を選択し、解答せよ。(50点)

(1) 生命保険会社の保険計理人による責任準備金の確認について、以下の問いに答えよ。

- ① 積み立てられた責任準備金について、どのような場合に、また、どのような原因で、不足していると判断されるか、所見を述べよ。
- ② 責任準備金の積立が不足していると判断される場合、保険計理人の果たす役割について、保険業法121条(保険計理人の職務)の解釈も含め、考察するところを述べよ。

(2) ソルベンシー・マージン比率について、以下の問いに答えよ。

- ① ソルベンシー・マージン比率を向上させるための方策を述べよ。
- ② 上記の方策を実施する場合に、留意すべき点について、保険会社の収益性、契約者の利益、その他さまざまな観点から、所見を述べよ。

(注) ここで、ソルベンシー・マージン比率とは、保険業法第130条に規定する、保険会社の資本・基金・準備金・その他大蔵省令で定めるものの合計額の、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額に対する比率を意味するものとする。

(3) 相互会社の株式会社化について、以下の問いに答えよ。

- ① 相互会社の株式会社化のメリット・デメリットを述べよ。
- ② 相互会社の株式会社化を行なう場合、アクチュアリーとして留意すべき点について、所見を述べよ。

以 上

保険 2 (生命保険) 解答例

問題 1

- (1) 12.5%
- (2) 予定利率が5%の場合 5,300万円
予定利率が2.5%の場合 250万円
- (3) 方式① 価値基準会計
方式② 米国GAAP会計
方式③ 平準ROE
方式④ 米国法定会計
- (4) ア 低価法
イ 原価法
ウ アモチゼーション
エ アキュムレーション (ウとエは逆でも可)
オ 有価証券償還益
- (5) ① × (理由) 社員配当準備金繰入は、剰余金の80%以上でなくてはならない。
② × (理由) 危険準備金Ⅱの積立を行わなくてはならない。
③ × (理由) 損失てん補準備金の積立は、剰余金の3/1000以上でなくてはならない。
④ × (理由) 資本の部に計上しなくてはならない。
⑤ × (理由) 基金償却準備金(基金償却積立金ではない)を積み立てなくてはならない。

問題 2

- (1) 内部管理会計の手法である価値基準会計等において、将来のキャッシュフローの予測から期待される法定会計上の利益の合計額を契約時点で利益計上するために用いる割引率。利益が実現するまでの時間的な遅れと利益実現に関する不確実性のリスクを考慮した上で株主等が投下資本に対して期待する収益率であり、資本の調達コストに対応するもの。

(2) 機能はイ、リスクバッファ機能（死亡保障、予定利率、価格変動等、経営管理等のリスクに対応するためのバッファ）、ロ、新しい商品の開発等に係る事業運営資金の提供機能（業法第106条または第108条の規定に基づく子会社への出資を含む。）、ハ、会社全体で共有する資産、経費等の管理機能、ニ、現預金等の管理機能の全部または一部。財源は、基金又は資本金、法定準備金、任意積立金（配当平衡準備金を含む）等の資本及び危険準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等の負債、その他いづれの商品区分にも帰属していない負債・資本の全部または一部。

(3) 利源分析に用いるための予定事業費であり、チルメル式責任準備金の積立に見合った α 枠の調節を行うものである。ただし、負債責任準備金を認めないため、Negative Reserveによる修正（付加保険料の圧縮）を行って算出される。なお、チルメル期間終了後は、純保険料式による予定事業費と一致する。

(4) 商品有価証券とは、不特定多数の投資家への転売を目的として保有する有価証券を意味する。商品有価証券売買損失引当金は、蔵銀第499号通達により商品有価証券の売買損失に備えるための引当金として負債計上することが義務づけられている。なお、当引当金は、価格変動等リスクに備えるための準備金として、ソルベンシー・マージン構成項目となる。

【コメント】

「ハードル・レート」は英米における内部管理会計上の概念であり、まだ、わが国のアクチュアリー業務としては馴染みが薄いものであるが、今後は、保険事業の収益性や効率性の評価にあたり、重要性が高まるものと考えられる。「全社区分」は、区分經理の1つの柱であり、保険会社の経営基盤として重要な機能を果たすものであるが、正解率は高くなかった。「利源枠」は、設問の中では古典的用語であるが、Negative Reserve修正について誤った理解をしている回答が目立っており（例えば、初年度の危険保険料＝営業保険料相当額との誤り等）、正確な理解が望まれる。「商品有価証券売買損失引当金」については、「商品有価証券」自体に関する説明が不可欠であり、アクチュアリーとしては、派生商品を含めた資産運用の内容や評価方法についても深い理解が要求される場所である。

問3（1）

- ① 保険業法では、第121条（保険計理人の職務）の中で、保険計理人は、大蔵省令で定める保険契約に係る責任準備金が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを、大蔵省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出すること、また、その写しを取締役会提出後遅滞なく大蔵大臣に提出することが義務づけられている。具体的には、保険計理人による責任準備金の確認すべき内容は、次の2点に整理される。

- (i) 法令または認可に従って責任準備金が適正に積み立てられているかどうかの確認
- (ii) 標準責任準備金または算出方法書に定められた責任準備金を基準とした将来収支分析により、将来にわたって積立が維持できることが判断されることの確認

旧保険業法第90条においても、(i)に相当する確認業務は規定されていたが、新保険業法では、(ii)の適正性の確認業務も新たに加わり、また、取締役会に対する意見書提出義務が規定されるなど、保険計理人の果たすべき役割が強化された。

さて、(i)の確認に際して、責任準備金の積立が不足していると判断される場合は、法令または認可に従って適正に積み立てられていない場合であり、原因としては、計算の誤り等により正当に計算されていないことが主な原因と考えられる。

一方、(ii)の確認に際して、この確認に対する判断基準は、確率論的なシナリオを用いた場合には90%以上のシナリオにおいて、決定論的なシナリオを用いた場合には複数のすべてのシナリオにおいて、将来収支分析期間中の最初の5年間の事業年度末での責任準備金の積立が可能であることと「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下、「実務基準」と略す）の中で定めている。従って、責任準備金が不足していると判断される場合は、確率論的なシナリオでは10%以上、決定論的なシナリオではどれか一つ以上、将来収支分析期間中の最初の5年間の事業年度末において責任準備金の積立が不足する場合ということになる。

当然ながら、選択するシナリオやモデルの構造及び入力されるパラメータの設定如何によって、分析の結果は大きく変化し得ることから、これらの設定方法が「合理的」「適正」に行われているかどうかを、まず慎重に検討する必要がある。

責任準備金の不足する原因としては、例えば、以下のような原因が考えられる。

- (a) 毎年の剰余（利益）が減少していくにも係らず、高い配当水準を維持し続ける場合
- (b) 運用利回りが予定利率を下回り、逆鞘が発生している場合
- (c) 新契約が伸展する一方で、保有契約の継続率が悪化していくような場合
- (d) 死亡保険において、死亡率が年々悪化するような場合、あるいは、年金保険において、死亡率が年々改善していくような場合
- (e) 事業費が増大する一方、新契約の伸び悩み等で予定事業費枠が減少し、事業費率が悪化していくような場合
- (f) 予定利率をはじめとした負債コストに見合った資産配分が為されていない場合（資産配分が不可能な場合）。

- ② 保険業法第121条（保険計理人の職務）の中で、責任準備金の積立に関し、その確認の結果を記載した意見書を取締役に提出することとしているが、その意義は、取締役会によって選任された保険計理人が、会社の意志決定機関である取締役会に対して、保険計理人という専門的・技術的見地から、これらの確認結果について直接意見を述べる点にある。また、意見書の写しを大蔵大臣に提出することが規定されており、加えて、大蔵大臣は。そ

の説明や意見を保険計理人に直接求めることができるとしており、そうした点からも、保険計理人の職責は重くなったといえる。

将来収支分析の結果、責任準備金の積立が不足していると判断される場合、保険計理人の果たすべき役割は、その旨を記載した意見書を取締役に提出するとともに、その写しを大蔵大臣に提出することであるが、現実的には、責任準備金の積立が不足している旨の意見書を提出する以前に、追加責任準備金の積立や経営政策の変更等について、会社と協議することが必要である。なお、不足相当額を積み立てる場合には、その財源や積立計画を明示し、経営政策を変更する場合には、責任準備金の不足の原因を分析・評価した上で、それに対応した適切な政策変更を選択し提示することが求められる。

<経営政策の変更の例>

- ・一部または全部の保険種類の配当率の引き下げ
- ・実現可能と判断できる事業費の抑制
- ・資産運用方針の見直し
- ・ソルベンシー・マージン基準を維持できる範囲での内部留保の取り崩し
- ・一部または全部の保険種類の新契約の抑制
- ・その他合理的な経営政策の変更

なお、「実務基準」は、保険計理人の自由な判断を必ずしも制限するものではないため、「必要と判断する場合には、「実務基準」によらない方法に基づき職務を遂行することができる」とされている点にも留意する必要がある（この場合、代替する方法の正当性は別途示すことが求められる）。

【コメント】

本問は、新保険業法下での保険計理人の責任準備金に対する確認業務が、旧保険業法と比較して、どのように強化されたのかを理解した上で、保険計理人の果たすべき役割について自分なりの考え方を整理してもらうことを意図している。従って、解答の際は、保険計理人の責任準備金に対する確認業務が、旧保険業法でも規定されていた計算の正当性の確認だけでなく、積立水準そのものの適正性の確認が新たに加わったこと、責任準備金の積立状況等に関する意見書を取締役会（及び大蔵大臣）への提出義務が新たに設けられたこと、をまず押さえた上で、所見へと展開していくことが望ましい。

なお、解答の中には、保険計理人は、何を確認し、その場合の判断基準は何かといった、議論の前提となる部分を曖昧にしたまま、現在の低金利の状況といった原因についてのみを言及したものが多く散見された。また、保険計理人の役割について、112条についての解釈を述べた解答や、意見書を取締役会に対して提出する意義について、自分の所見を含めて述べた解答は少なかった。

問3（2）

- ① ソルベンシー・マージン比率を向上させるための方策は、分子であるソルベンシー・

マージンの充実策と分母であるリスク量の縮減策に分けて考えることができる。主な方策としては以下のようなものがあげられる。

(a) ソルベンシー・マージンの充実策

ア. 自己資本の強化

- ・相互会社における基金の再募集、株式会社における増資
- ・劣後債の発行、劣後ローンの取り込み
- ・財務再保険の利用

イ. 内部留保の充実

- ・危険準備金、価格変動準備金等の計画的な積立

ウ. 含み益水準の充実

(b) リスク量の縮減策

ア. リスクの移転・保証水準の引き下げ

- ・再保険の利用
- ・予定利率、据置利率等の引き下げ
- ・特別勘定の推進

イ. 販売・商品面での対応

- ・商品ポートフォリオの変更（死亡保障リスクと生存保障リスクのバランス化）
- ・商品性の変更（計算基礎率の変更ができる商品の開発など）

ウ. 運用面での対応

- ・運用ポートフォリオの変更（リスク係数の高い外国株式・国内株式の割合を引き下げ、リスク係数の低い国内債などの割合を増加させる）
- ・オプション取引の利用
- ・貸付先の審査強化
- ・不良債権の償却、経営の悪化した関連会社の整理

② 上記の方策を実施する場合、以下の諸点について、留意する必要がある。

(a) 収益力の確保

ソルベンシー・マージン比率を向上させる場合、まず、毎年のフローの収益力を確保し、これを内部留保していくことが基本である。従って、経営の効率性の向上等により、フローの収益力を高めることが重要である。

一般に、リスクとリターンは裏腹の関係にある。過度なリスク量の圧縮は、一方で会社の競争力やフローの収益力の低下をもたらすことに留意する必要がある。ソルベンシー・マージン比率を高めるために、必要以上にリスクを回避するような経営方針を採った場合、会社の収益力が著しく低下する可能性がある。具体的には、

ア. 過度に消極的な営業政策

イ. 過度に保守的な保険料設定

ウ. リスク量の圧縮だけを主眼とした資産運用

等は、収益力を低下させかねないことから、留意する必要がある。

また、ソルベンシー・マージン比率を高めるために、相互会社の基金再募集、株式会社を増資、劣後債の発行、劣後ローンの取り組み、財政再保険の活用等により、自己資本を強化することも考えられるが、一般に、これらの自己資本調達コストは高いことから、必要以上の自己資本の調達も、会社の収益力を低下させる可能性がある。

(b) 契約者還元とのバランス

ソルベンシー・マージンを充実する場合、一般的には、危険準備金・価格変動準備金等を計画的に積み立てると共に、毎年の剰余（利益）の中から、資本勘定の充実を図っていくこととなるが、これらは、社員（契約者）に対する剰余（利益）の還元を抑制することに繋がる。

会社のソルベンシー・マージン比率が、健全性維持のために必要とされる水準に達していない場合には、社員（契約者）への還元を抑制してもソルベンシー・マージンの充実を優先するべきであるが、ソルベンシー・マージン比率を高めるために、社員（契約者）還元を必要以上に抑制することは、好ましくない。

また、社員（契約者）が退社（脱退）する場合、ソルベンシー・マージンのうち、当該社員（契約者）の寄与分を還元するかどうか、重要な問題である。

(c) 市場への影響

ソルベンシー・マージン比率を改善するために、例えば、リスク性資産（株式、外貨建有価証券等）を圧縮すること等が考えられるが、これらの資産を急激に売却した場合、株価水準や為替レート等に重大な影響を及ぼす可能性もあり、リスク性資産の圧縮等にあたっては、市場への影響にも配慮する必要がある。

(d) 経営政策の連続性

ソルベンシー・マージン比率は、事業年度末の株価動向等により、大きく変動するものであるが、ソルベンシー・マージン比率が変動する都度、資産運用方針や配当政策等を著しく変更させることは、会社経営を不安定なものにする危険性があり、また、社員（契約者）間の公平性等の観点から好ましくなく、中長期的な経営政策の連続性に留意することも必要である。

また、生命保険事業は、国民に生活保障を提供するといった社会性・公共性の高い事業であり、そうした負託に応えて、利用者に安定して保障の提供が必要であることにも留意する必要がある。

【コメント】

この問題は、小問①でソルベンシー・マージン向上のための具体策をいろいろ挙げ、小問②でこれらの方策を実施する上での留意点、所見（評価）を述べることを狙いとしたものである。

まず、小問①では、ソルベンシー・マージン比率の定義だけでなく、考えられる比率

向上策を、様々な視点から記して欲しかったが、特定の方策だけに絞り込んで論じている解答が散見された。

また、小問②では出題に「保険会社の収益性、契約者の利益、その他さまざまな観点から」とあるにもかかわらず、出題どおりの答えは、必ずしも多くなかった。この小問②の解答としては、前述の解答例以外にも、株式会社における株主の利益との関係、設立後間もない会社のソルベンシー・マージン比率向上策等、多様な論点があり、幅広い視野を求めた問題である。

問3 (3)

① 相互会社の組織変更（以下、株式会社化という）には、多くの手法が存在し、それぞれのメリット・デメリットは少しずつ異なるが、一般的には、以下のようなメリット・デメリットがあると言える。

(a) メリット

ア. 資本の充実 …………… 金融サービス業務の更なる展開を目的とした組織拡大、または財政問題解決のための資金を、金融市場から直接調達できる。

イ. 経営の柔軟性の確保 …………… 川上持株会社の設立により、経営の多角化を図ることができる。

ウ. 経営の透明性の向上 …………… 株主の意向が経営に直接反映されるため、経営環境の変化に敏感に対応できるようになる。

エ. 経営者の育成 …………… 利益配分制度、株主オプション等により、有能な経営者、経営幹部を育成できる。

(b) デメリット

ア. 株式会社化に伴う費用 …………… 株式会社化のための費用・時間は膨大なものとなる。

イ. 法律・数理上の問題 …………… 契約者持ち分の分配方法等の決定のための法律上の問題、およびその計量化のための数理上の問題の解決に困難が伴う。

ウ. 発行株式の価格の問題 …………… 新会社の株価は予め明確には推定できないため、株式市場の状況によっては、計画どおりの資金収集ができなくなる危険性がある。

エ. 短期業績重視の経営 …………… 経営者の関心が、短期的な業績に傾きすぎる危険がある。

オ. 買占めリスク …………… 多数の小数株主が存在することになり、買占めの対象となりやすい。

② 株式会社化を行う場合、アクチュアリーとして留意すべき点は、

(a) 契約者の契約上の権利の保護

(b) 社員の会社所有者としての地位の消滅に対する補償

(c) 新規の資本調達を行う場合における既契約の社員権との調和

の3点を中心である。また、それらを検討するにあたって、株式会社化の目的を明確にし、目的に沿った株式会社化を検討するというスタンスも重要である。以下、3つ

のポイントについて詳述する。

(a) 相互会社の契約者の契約上の権利の保護

相互会社の社員は、契約者としての地位と会社所有者としての地位を有している。株式会社化に際し、契約者の契約上の権利を保護するには、まず、社員としての権利・義務と契約者としての権利・義務を、明確に分類する必要がある。

保険業法第86条「組織変更計画書の承認」で、株式会社化を行う場合、組織変更計画書を作成して社員総会（社員総代会）の決議を受けなければならないとされている。その組織変更計画書には、「組織変更後における保険契約者の権利に関する事項」を記載することとされているが、その中で、アクチュアリーが特に留意すべき点は、配当受領権の保護の問題である。

日本では、有配当契約の配当受領権は、社員権に属すると考えられている。株式会社化された場合には、株主と契約者との利益の相反が生じるため、配当受領権およびその保護について、「組織変更後における保険契約者の権利に関する事項」に定める必要がある。

配当受領権の保護に関する具体的な手法としては、ニューヨーク州法に規定されている配当付事業閉鎖群団の設定が参考になる。

契約者の権利が疎外されるような株式会社化は、契約者および社会の納得を得られないものである。しかし、一方で、株主の利益が保証されない場合には、必要とする資本を調達できないという点にも、留意する必要がある。配当受領権およびその保護の手法は、保険計理の面からみて合理的なものであると同時に、一般の納得性についても配慮が必要がある。また、会計、税務の面からの検討も必要であり、各種の側面から合理的であり、かつ、日本の環境・慣習に沿った手法を採用する必要がある。

(b) 社員の会社所有者としての地位の消滅に対する補償

社員の会社所有者としての地位は、(1) 会社財産に対する持分権、(2) 社員総代会における議決権等の共益的権利からなる。

(1) 社員の会社財産に対する持分権に対する補償

社員の会社財産に対する持分権を補償する際に、次の点について、留意することが必要である。

ア. 持分権の対象財産 …… 一般的に、全純資産が社員の持分権の対象となる。

イ. 持分権を認める対象社員 …… 株式会社化に際して、会社に留まっている社員だけを、持分権の対象とするのか、あるいは、すでに、契約の消滅とともに退社した社員も対象とするのが問題であるが、保険業法第92条では、現社員の持分に相当する財産と区別して、退社社員の持分に相当する財産を、組織変更剰余金額として定めることができることとしている。

ウ. 分配の型 …… 保険業法第89条では、組織変更計画書に、社員に対する株式の割当に関する事項を記載することとしている。

エ. 分配の方法 …… 保険業法では、株式を割り当てる場合、社員の寄与分に応じて割り当てなければならないとされてる。社員の寄与分の計算方法は、保険業

法施行規則第44条に、「社員の支払った保険料及び当該保険料として收受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられた額を控除した額」から「保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額」を控除した額とされており、その考え方は、ネット・アセット・シェアの計算と同じものである。

(2) 社員総代会における議決権等の共益的権利に対する補償

保険業法では、株式会社化に際して、社員に対して株式を割り当てることを規定しているが、社員総代会における議決権等の共益的権利についても、割り当てられた株式によって、補償されるものと考えられる。なお、保険業法施行規則第44条に「・・・保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる額に応じて・・・」と規定されているが、その他の基準の1つとして、社員総代会における議決権等の共益的権利が該当するとの考え方もある。

(c) 新規の資本調達を行う場合における既契約の社員権との調和

株式会社化と同時に新規資本調達を行う場合、相互会社における社員権の補償といかに調和させるかについて、留意しなくてはならない。

株式会社化の目的の1つとして、資本調達は重要な要素である。資本調達を行う目的を明確にすること、特に健全性確保を目的とする場合については、必要額の算定はアクチュアリーが行うべき事項の1つである。その上で、株式市場の状況によって計画どおりの資金収集ができなくなる危険とその場合の社員の不利益の問題等に触れていく必要がある。

【コメント】

株式会社化は、今日的な課題であり、わが国において、必ずしも十分な検討が行われていない点もあるため、受験者にとって、整理が困難な面もあったかもしれない。株式会社化を行う際にアクチュアリーが留意すべき事項は多岐にわたっているが、その中でも、有配当契約の配当受領権の保護、社員の相互会社財産に対する持分権の補償、従来の社員が株式の分配を受けて株主となった者と、資本調達することにより株主となった者との権利の調和等については、責任準備金・ソルベンシー・マージン等の在り方、剰余金の公正・衡平な分配、区分経理、アセット・シェア等、保険数理の基礎的事項に密接したものであり、アクチュアリーがその技術を駆使して、検討していくべきものである。

解答に際して、こうした一般的なアクチュアリー技術の側面から、株式会社化の問題を捉えていくことも期待した問題である。